

京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市教育委員会  
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第16号

京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「期末手当」の右に「及び勤勉手当」を加え、同条各号列記以外の部分中「第13条前段」の右に「及び第13条の2第1項」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 任期(前2号に掲げる者である期間を除き、採用の日の前日に会計年度任用職員、会計年度任用職員以外の職員その他の別に定める者であった者にあつては、当該別に定める者であった期間を含む。)が6月未満の者

第2条 京都市教育委員会事務局等の会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

第6条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とする。

別表(10)の項中「補助的な」を「事務の」に、「5」を「13」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)